

日本から米国、アジア・太平洋地域への留学支援制度 要項

1. 目的

日本消化器内視鏡学会は、次世代や次々世代の若手内視鏡医の国際交流を推進するため、米国およびアジア・太平洋地域の指導施設への留学を支援する。

2. 研修施設、留学期間

- 渡航者本人が留学先の施設と交渉して、滞在の許可を得るものとし、可能であれば、2施設以上に滞在する計画を立ててもらおう。
- 応募時に、所属上司の推薦状および渡航先施設の受け入れ許可証明書の提出を必須とする。
- 留学期間は4週間～3ヶ月とし、本制度の対象となることが決定した年の3月15日から翌年2月の間に留学を終了するものとする。
例：2025年に決定→2025年3月15日～2026年2月の間に4週間以上3ヶ月以内の留学を行う。

3. 応募資格・条件

- 医師資格を持つ本学会会員であり、申請時に原則45歳以下で、会費の未納がないこと。
- 本学会の専門医を取得している方が望ましい。
- 十分な英語力を有していること、または渡航先の母国語が堪能であること。
- 消化器内視鏡に関する筆頭英語論文業績を有していること。
- 申請に際し、所属長の承認および渡航先施設の受け入れ許可を得ていること。
- 他の機関から助成が決定した留学者は対象外とする。

4. 申請期間

毎年9月～翌年1月末日

5. 申請手続き

下記の4点を一式とし、本学会事務局まで、ウェブサイトのお問い合わせフォームからメールで、お送りください。お問い合わせフォーム：<https://www.jges.net/contact>

- ①申請書
- ②CV (curriculum vitae)
- ③所属長の推薦書（署名または記名・押印）

④渡航先施設の受け入れ許可証明書（施設長または指導責任者の署名、許可証明書は英語で記載されているもの）

6. 選考および採否の通知

- 支援対象は毎年米国に 1 名、アジア太平洋地域に 1 名とし、書類選考の後、理事長、国際委員会担当理事または委員長による面接で決定する。
- 申請者には、合否にかかわらず、選考終了後、速やかに結果を通知する。

7. 助成金

米国:50 万円

アジア太平洋地域:30 万円

8. 留学報告

本制度を通じて留学した者は、国際委員会からの依頼に応じ、総会での講演または学会和文誌用のレポートを執筆するものとする。

9. 施行日

2024 年 9 月 9 日